

令和3年2月 足柄上病院は

『 看護師の特定行為研修指定研修機関 』

に指定されました！

「看護師の特定行為研修」とは？

日本は超高齢化社会を迎え、急増する医療や介護のニーズに対応できる人材の確保・育成が急務とされています。そのような中、厚生労働省は地域包括ケアシステムを構築し、在宅医療の推進や医師不足の解消等へ応えるため、医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の養成を推進しており、平成 27 年の保助看法の改正により、「特定行為に係る看護師の研修制度」が制度化されました。特定行為は 21 区分 38 行為あり、それぞれに専門的な知識と技術が必要であり、厚生労働省の特定行為研修指定医療機関の指定を受けた施設により全国各地で研修が行われています。

県西地区 **初！** の「特定行為研修指定医療機関」足柄上病院

県西地区において「特定行為研修指定医療機関」は当院が初めてとなります。

県西地区の特徴や在宅医療ニーズを踏まえ、「看護師の特定行為研修」のうち、以下の 2 つのコースの研修を今年度 4 月より開講しました。 …写真1 院長室での開講式

現在は当院の看護師 2 名が「B コース血糖管理領域」を受講しています。 …写真2 演習初日の様子

領域名	特定行為区分	特定行為
A コース 創傷管理 領域	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
		脱水症状に対する輸液による補正
B コース 血糖管理 領域	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
		脱水症状に対する輸液による補正



写真1



写真2

「看護師の特定行為研修」演習・実習の様子 ☆ 三

当院の特定行為研修は、4月5日の開講式を行い、eラーニングの講義を受け、医師・薬剤師・特定認定看護師の指導による演習・実習を行い、3月に研修を修了する予定です。

研修開始当初は、期待と不安が入り混じった気持ちで居た受講者も、研修が進むにつれ学ぶ楽しさや充実感を感じています。…写真3、4、5 指導医師や特定認定看護師と行う演習・実習

今後予定されている症例実習では、実際に医師とともに患者さんの診察を行わせていただきます。安全に配慮して実施してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



写真3



写真4



写真5

足柄上病院「看護師の特定行為研修」のこれから

令和4年度は、神奈川県立病院機構4病院に受講範囲を拡大し、令和5年度以降は、県西地域の在宅医療を支える看護師の方々にも受講していただけるように準備を進めております。

特定行為を実施できる看護師を育成し、院内の医療の充実だけでなく、地域医療への貢献に繋がっていきたいと思っています。…写真6 景色が最高の研修室

写真6

